

産業廃棄物収集運搬業許可証

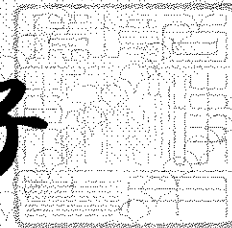
住所 東京都江東区新木場四丁目5番8号

氏名 株式会社昇銳
代表取締役 飯野 智光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 7年 3月 31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上11種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリート
くず及び陶磁器くず、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上7種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面)

施設所在地: 東京都江東区新木場四丁目5番8号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として7時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 4月 1日 新規許可

令和 2年 4月 1日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



東京都

(裏面)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江東区新木場四丁目5番8号

面積：750.01m²

最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃小型電池に限る。）	ペール缶1個： 200
汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池に限る。）	ペール缶1個： 200
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	コンテナ1個： 8m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	コンテナ1個： 3m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	フレコンバック3個： 3m ³
	保管量合計：14.04m ³

(以下余白)